

平成二十一年六月九日受領
答弁第四八二号

内閣衆質一七一第四八二号

平成二十一年六月九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出駐ロシア特命全権大使の信任状奉呈式におけるロシア大統領の発言に対する外務省の見解等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出駐ロシア特命全権大使の信任状奉呈式におけるロシア大統領の発言に対する外務省の見解等に関する質問に対する答弁書

一から七までについて

御指摘の信任状奉呈式においてメドヴェージェフ・ロシア連邦大統領からは、アジア太平洋地域における安定と安全の確保にとり重要な要因である我が国との互恵的なパートナー関係を質的に新たにすること志向している、ロシア側は、今後とも、平和条約問題に関し相互に受入れ可能な解決を模索していくべく対話を行っていく、「クリル諸島」に対するロシア連邦の主権に疑念を抱かせようとする日本側の試みは平和条約交渉の継続に資するものではない旨の発言（以下「発言」という。）があつた。

発言についての報告は公電でなされており、平成二十一年五月二十九日に外務本省において受信した。発言のうち、北方領土問題に関する言及については、ロシア側の従来の立場を述べたものと認識しているが、発言は、全体として、日露関係を高い次元に引き上げる観点から、アジア太平洋地域における日露双方の関心事項を進めていくという麻生太郎内閣総理大臣とメドヴェージェフ・ロシア連邦大統領との間で一致した作業の方向性に合致するものと認識している。

発言に関するロシア側とのやり取りの詳細について明らかにすることについては、相手国との関係もあり、差し控えたい。